兵労発基 0420 第1号
令和８年４月 20 日

建設業労働災害防止協会兵庫県支部長　殿

兵 庫 労 働 局 長

令和８年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における新型コロナり患者を除いた令和７年の労働災害発生状況は、死亡者数は５人となり、前年から４人の減少と過去最少となったものの、休業４日以上の死傷者数は 424 人と、前年から 24 人（6.0％増）の増加となりました。死傷者を事故の型別でみると、依然として「墜落・転落」が 153 人（36.1％）と最も多く、そのうち１人が亡くなられています。

近年の気候変動の影響等から、ここ数年増加傾向であった熱中症による労働災害は、関係各位が令和７年６月１日施行の熱中症の重篤化を防止するための改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」）という。）に基づく対策を適切に講じた結果、休業４日以上の死傷者数は５人と前年よりも２人減少、死亡災害は０件となりました。

一方で、改修作業中、室内で発電機を使用することによる一酸化炭素中毒により１人が亡くなる死亡災害が発生しました。

このように建設業では、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、重機等による従来型の労働災害の発生が多くを占めるとともに、改正安衛則施行後も熱中症による労働災害が発生しているため、リスクアセスメントの実施はもとより、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び改正安衛則に基づく対策を適切に講じることが重要です。

このため当局では、本年度も７月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、その実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、本月間の主唱者として、実施要綱を幅広に周知していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。

受付
'26. 4. 30
建災防
兵庫県支部